

# 長崎市地域防災計画に定める要配慮者利用施設の選定方針

## 1 経緯及び基本的な考え方

平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨をはじめ東日本大震災等、近年、要配慮者利用施設の被災が目立っていることから「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下土砂災害防止法という）及び「津波防災地域づくりに関する法律」によって、浸水害や土砂災害などの警戒区域内に位置する要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定めることとされている。

このため、長崎市においても該当する要配慮者利用施設を選定する必要があるが、選定にあたっては、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととされていることから、次のとおり、選定方針を定めて該当する施設を選定するものとする。

### （１）要配慮者とは

長崎市地域防災計画（第 3 章第 26 節）で、災害時において、すばやい情報入手や行動が困難な立場にある人として、高齢者、障害者、難病者、妊産婦及び乳幼児、日本語が不慣れな外国人等と規定。

### （２）要配慮者利用施設とは

水防法（第 15 条第 1 項第 4 号）及び土砂災害防止法（第 8 条第 1 項第 4 号）で、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設と規定。

## 2 選定方針

利用状況や想定される被害状況や施設の構造などの実情を踏まえて、対象の施設を選定するために、次の「（１）利用者の区分」及び「（２）立地・階層・構造」２つの項目に該当する施設を選定する。

### （１）利用者の区分

円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある利用者を次に挙げるものとし、主にその対象者に対して、施設内でサービスを提供することを目的とした施設を対象施設とする。

#### ア 長崎市地域防災計画で定める要配慮者

高齢者、障害者、難病者、妊産婦、乳幼児及び日本語が不慣れな外国人等、すばやい情報入手や行動が困難な立場にあるため

#### イ 小中学校生

教職員等の指示のもとに集団行動をとることになり、避難に時間がかかることが想定されるため

#### ウ 加療を要するもの

疾病や負傷により、すばやい避難行動ができないため

| 利用者の区分                     | 対象となる施設（例 示）                                                                         |                                                                                             |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高 齢 者                      | 介護老人保健施設<br>有料老人ホーム<br>老人デイサービスセンター<br>介護医療院<br>軽費老人ホーム<br>老人福祉センター<br>サービス付き高齢者向け住宅 | 特別養護老人ホーム<br>老人短期入所施設<br>小規模多機能型居宅介護事業施設<br>認知症対応型老人共同援助事業施設<br>生活支援ハウス<br>老人憩の家<br>養護老人ホーム |
| 障 害 者                      | 共同生活援助施設<br>就労移行支援施設<br>障害児入所施設<br>身体障害者福祉センター<br>短期入所施設<br>放課後等デイサービス施設             | 児童発達支援施設<br>就労継続支援施設<br>自立訓練施設<br>生活介護施設<br>地域活動支援センター<br>救護施設                              |
| 乳 幼 児<br>小中学校生             | 小学校<br>児童自立支援施設<br>母子生活支援施設<br>児童厚生施設代替施設<br>認可外保育所<br>認定こども園<br>放課後児童クラブ            | 中学校<br>児童養護施設<br>児童厚生施設<br>小規模保育施設<br>認可保育所<br>幼稚園                                          |
| 難 病 者<br>妊 産 婦<br>加療を要するもの | 病院、診療所（歯科を除く）、助産所、助産施設                                                               |                                                                                             |
| 日本語が不慣れな<br>外 国 人          | 国際ターミナル                                                                              |                                                                                             |

(2) 立地・階層・構造

津波・浸水・土砂の各種災害で想定される被害状況と施設の立地・階層・構造をもとに、実質的に災害の影響を受ける施設を選定する。

ア 津波による浸水害の場合

国土交通省水管理・国土保全局「水害ハザードマップ作成の手引き」では、浸水の程度が3メートル未満の場合は、水位が2階まで到達しないとされていることから、1階の施設のみ対象とし、2階以上にある施設は災害の影響が少ないため対象としない。

ただし、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書により、1メートル以上の津波による浸水の場合は、木造の施設は部分破壊が起こるとされていることから、浸水の程度が1メートル以上の場合には、木造の施設は、階層に関わらず全て対象とする。

なお、長崎市では、3メートルを超える浸水想定区域は海岸部のみのため、該当する施設はない。

イ 洪水による浸水害の場合

国土交通省水管理・国土保全局「水害ハザードマップ作成の手引き」では、浸水の程度が3メートル未満の場合は、水位が2階まで到達しないとされていることから、1階の施設のみ対象とし、2階以上にある施設は災害の影響が少ないため対象としない。

浸水の程度が3メートル以上5メートル未満の場合は、2階の施設まで対象とし、3階以上にある施設は対象としない。

なお、長崎市では、5メートルを超える浸水想定区域は河川流域付近のみのため、該当する施設はない。

ウ 土砂災害の場合

土砂災害においては、階層や構造に関わらず災害の影響があることから、警戒区域内にある施設は、すべて対象とする。

【参考】対象施設数 令和6年12月現在

| 津 波                             |            |        |                   |               | 洪 水                       |            |        |               |               | 土 砂                    |            |        |                   |               |
|---------------------------------|------------|--------|-------------------|---------------|---------------------------|------------|--------|---------------|---------------|------------------------|------------|--------|-------------------|---------------|
| 浸水の<br>程度<br>(想定)               | 材質<br>構造   | 指定する階層 |                   | 対象<br>施設<br>数 | 浸水の<br>程度<br>(想定)         | 材質<br>構造   | 指定する階層 |               | 対象<br>施設<br>数 | 土砂災<br>害の規<br>定        | 材質<br>構造   | 指定する階層 |                   | 対象<br>施設<br>数 |
| 1.00m<br>未満                     | 木造・<br>非木造 | 対象     | 1 階               | 47<br>施設      | 3.00m<br>未満               | 木造・<br>非木造 | 対象     | 1 階           | 174<br>施設     | 土砂災<br>害警戒<br>区域       | 木造・<br>非木造 | 対象     | 階層に<br>関わら<br>ず全て | 379<br>施設     |
| 1.00m<br>以上<br>～<br>3.00m<br>未満 | 木造         | 対象     | 階層に<br>関わら<br>ず全て | 0<br>施設       | 3.00m<br>～<br>5.00m<br>未満 | 木造・<br>非木造 | 対象     | 1 階及<br>び 2 階 | 3<br>施設       | 土砂災<br>害特別<br>警戒区<br>域 | 木造・<br>非木造 | 対象     | 階層に<br>関わら<br>ず全て | 104<br>施設     |
|                                 | 非木造        | 対象     | 1 階               | 1<br>施設       |                           |            |        |               |               |                        |            |        |                   |               |
| 合計施設数                           |            |        |                   | 48<br>施設      | 合計施設数                     |            |        |               | 177<br>施設     | 合計施設数                  |            |        |                   | 483<br>施設     |